

議第 3 2 号

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年呉市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第 3 8 条の 2 法第 2 1 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 3 6 年勅令第 6 1 号）に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては，土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後，4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後，5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) ～(11) 略</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第 3 8 条の 2 法第 2 1 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 3 6 年勅令第 6 1 号）に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては，土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後，4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学，薬学，工学，農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後，5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) ～(11) 略</p>

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。